

# クラウドフレア訴訟の概要

出版5社マンガ海賊版サイト対策会議（JPMAC）  
弁護士 出井甫

# 請求の内容

## ○当事者

- ・ 原告: KADOKAWA、講談社、集英社、小学館、 被告: クラウドフレアインク

## ○本件著作物

「真の仲間じゃないと勇者のパーティーを追い出されたので、辺境でスローライスすることにしました」  
「進撃の巨人」「ONE PIECE」「ケンガンオメガ」

## ○請求の趣旨

- ・ 被告の管理するサーバを用いて、本件著作物の複製、公衆送信をしてはならない。
- ・ 被告の管理するサーバから、本件著作物のデータを削除せよ。
- ・ 原告に対して、それぞれ1億2650万円\* + 年3%の割合による金員を支払え等。

\* 一部請求: 総額約54億(1億4337万、5億5258万、38億6976万、10億2100万)

## CF提訴の経緯(海賊版サイトによる被害)

○対象サイト(2つ)のアクセス数の推移

\* 漫画村最盛期: 月間1億~1億7000万

○サイト調査報告(1つ)

➤作品: 4082タイトル

➤話数: 12万3631話

➤本件著作物の掲載状況

▪ KADOKAWA: 46話

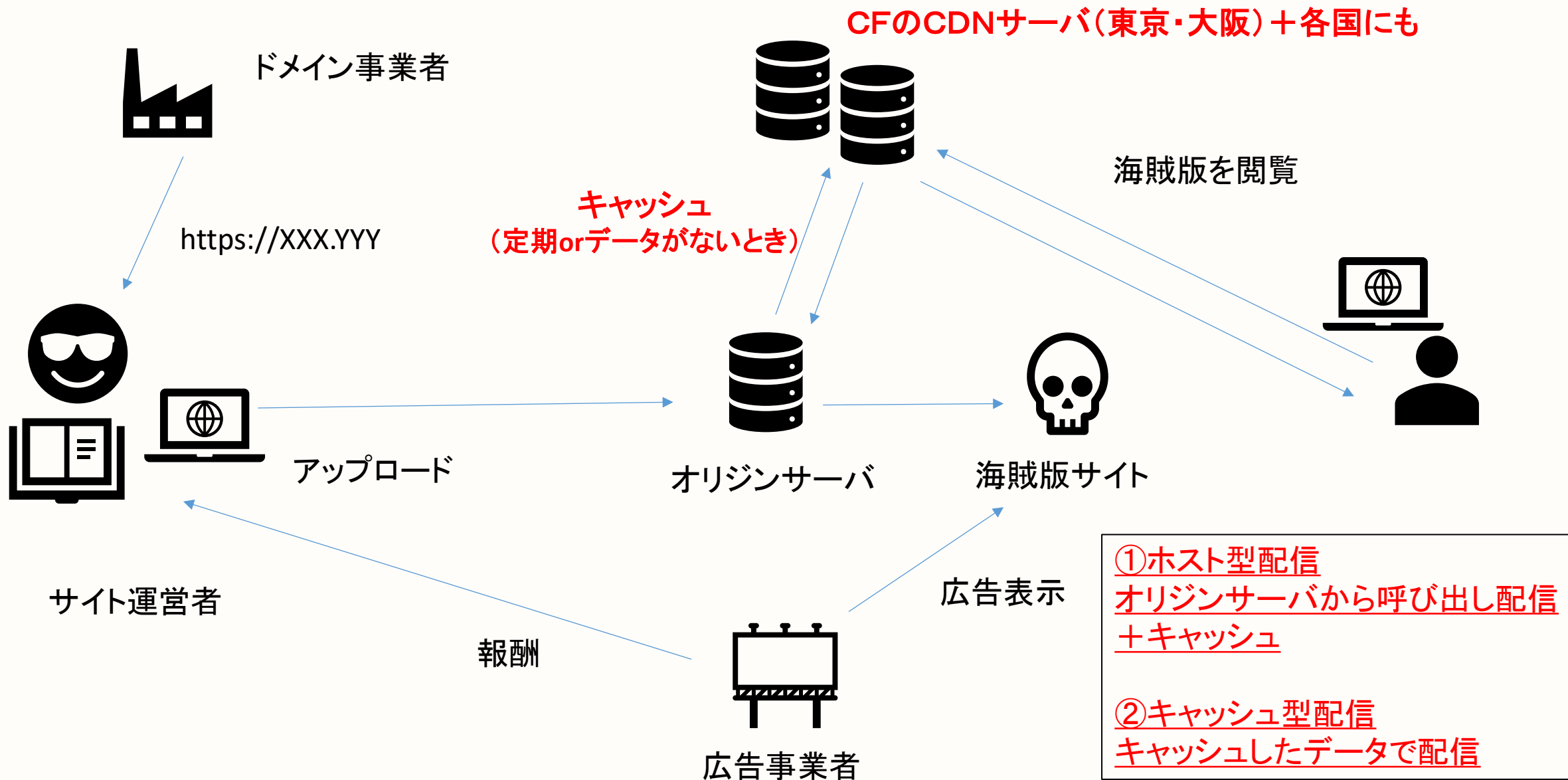
▪ 講談社: 141話

▪ 集英社: 1027話

▪ 小学館: 122話

年月		月間アクセス数
2020年	4月	933万回
	5月	1097万回
	6月	1282万回
	..	..
2021年	1月	7998万回
	2月	9083万回
	..	..
	10月	2億4676万回
	11月	2億8560万回
	12月	<u>2億9980万回</u>

# CF提訴の経緯(対象サイトの運営とCDNサービス)



## CF提訴の経緯(CFへの通知からサービスの終了まで)

○令和2年4月7日～令和3年11月12日

弁護士からDMCA通知(出版社の代理人である旨、ウェブサイトのURLなど)

○令和2年6月4日～令和3年11月30日

米国カリフォルニア北部地区連邦地裁にて情報開示命令

⇒CFより情報開示:氏名、電子メール、住所:国名ベトナムのみ、無関係なビール倉庫

○令和3年2月2日・令和4年3月10日

CFが各ウェブサイトについてキャッシュサービスを停止

←令和4年2月1日:原告ら提訴

○令和4年3月16日・同月19日

CFが各ウェブサイトについてCDNサービスを終了

## 主たる争点(本日は一部)

- 国際裁判管轄
- 著作物の利用主体性
- 情プラ法による免責の適否
- 被告の幫助の該当性
- 著作権法47条の4の該当性+但書き (キャッシュ型配信)
- 損害額(著作権法114条3項)

# 著作物の利用主体性

## ○被告サーバを通じて海賊版を公衆送信したのは被告か？

\* 最高裁平成21年（受）第653号同23年1月18日第三小法廷判決・民集65巻1号121頁参照

・被告サーバは、エンドユーザー（公衆）の求めに応じて海賊版を配信

⇒被告サーバは「自動公衆送信装置」

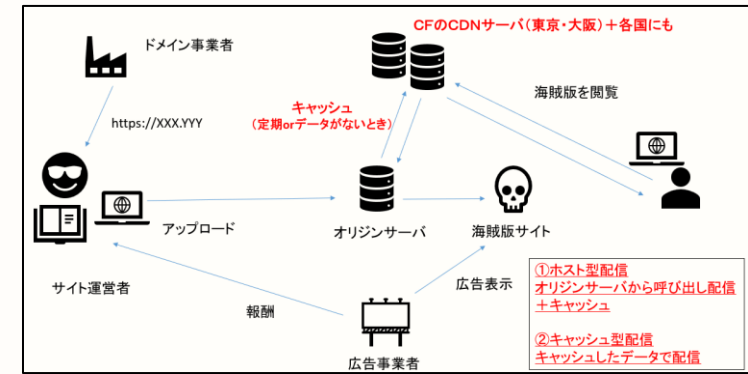
○ホスト型配信：被告サーバに情報を入力する者

・・サイト運営者が、オリジンサーバに海賊版を記録し、被告サーバを通じて配信されるよう設定

○キャッシュ型配信：被告サーバの記録媒体に情報を記録した者

・・サイト運営者が、ホスト型配信の際にキャッシュされる海賊版を記録している

⇒いずれも自動公衆送信の主体は、**サイト運営者**



## 情プラ法による免責の適否

○被告が侵害防止措置をとらなかったことは、情プラ法によって免責されるか？

・情プラ法3条1項による免責が否定される条件

- ①流通した侵害情報が、権利侵害であることを知ると認めるに足りる相当の理由があること
- ②侵害防止措置が技術的に可能であること

①について

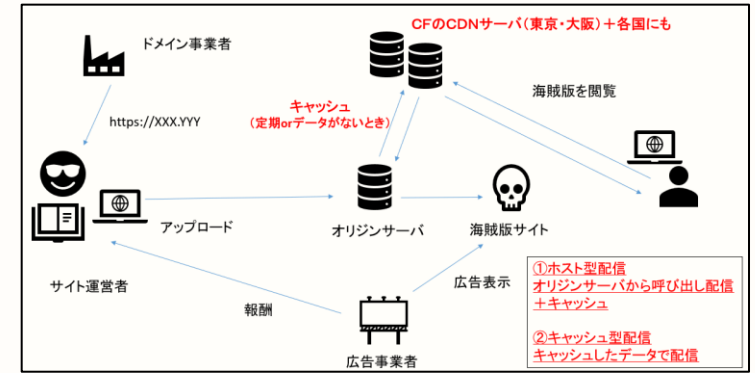
・DMCA通知を受けている（日本代理人弁護士、無許諾＋URL記載）、URL先には漫画が多数

②について

・CDNサービスを終了すれば被告サーバからの配信はストップする

# 被告の幫助の該当性

○被告は運営者による原告らの権利侵害を幫助したか？



・対象サイトは月間約3億アクセス、被告サーバのキャッシュヒット率は95～99%

⇒被告サーバで**オリジンサーバの負荷が分散している**

・被告から開示された住所では運営者の特定は不可能

⇒運営者は**匿名性を維持して配信することが可能**

+通知を受けてから1か月あればサービスを終了することはできた。

⇒被告は、運営者による権利侵害を容易にしていた。

## 著作権法47条の4の該当性＋但書き

○被告サーバを通じた本件著作物の利用は権利制限規定の対象か？

\* 著作権法47条の4: 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等

・被告のキャッシュ型配信によって、

本件著作物の独立した閲読が助長、対価回収が必要な利用を実現

⇒本件著作物の利用(閲読)に「付随する利用に供することを目的とする場合」ではない

・・(念のため)但書の該当性

・「漫画」は享受を本来的な目的とするもの、これが有償で電子配信されている

・被告のキャッシュによって、無償で漫画を読むことができる

・本人確認手続きはなく、権利者の対価回収を困難にしている

⇒キャッシュ型配信は、権利者の利益を不当に害する

## 判決の意義

### ○CDNサービス提供者に対する初判決

- ・留意点: ①アクセスの負荷分散、②本人確認懈怠と匿名性維持、③通知後もサービスを提供

### ○主体性の考え方

- ・サイト運営者によるオリジンサーバへの入力・記録、CDNサービスの設定行為を重視

### ○47条の4・1項但書き(「念のため」初判断)

- ・「漫画」という思想感情の享受を本来的な目的とするものの有償配信(著作物の種類・用途)  
侵害コンテンツの閲覧助長、本人確認の懈怠(利用態様)